

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年5月17日

鳥取県立米子工業高等学校 友松 文嗣

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

NC制御実習システム賃貸借及び保守業務

ア 教員用コンピュータ システム一式、モニター2台

イ 生徒用コンピュータ 10式

ウ 周辺機器 一式

エ ソフトウェア、ライセンス等 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成28年8月1日から平成32年7月31日まで

(4) 納入期限

平成28年7月29日（金）とする。ただし、賃貸借料は、同年8月1日から支払うものとする。

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

(5) 納入場所

米子市博労町四丁目220 鳥取県立米子工業高等学校

(6) 入札方法

本件入札は、紙入札により行うものであること。

入札金額は、(1)に掲げる借入物品に係る賃借料（保守料を含む。）の総額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合に当たっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続きを行っている者を除く。）でないこと。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合に当たっては、再度入札の開札日）までの間のいずれ

の日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (5) 本件調達に示した物品を所有し（本件調達に係る契約日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (6) 本件調達と同種で同規模であると認められる契約を平成25年4月1日から平成28年3月31日までに国又は地方公共団体と締結し、その契約の履行を完了し、又は現に履行している実績を有する者であること。
- (7) 県との協力・連携体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立米子工業高等学校

4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒683-0052 米子市博労町四丁目 220

鳥取県立米子工業高等学校

電話 0859-22-9211

電子メール yonagoko-h@mailk.torikyo.ed.jp

- (2) 入札説明書の交付方法

次により直接交付する。

- ア 交付期間及び交付時期

(1)の場所で平成28年5月17日(火)から同年5月27日(金)までの日(日曜日、土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

- イ 交付場所

(1)に同じ。

- (4) 郵便等による入札

認めない。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成28年6月22日(水) 午前11時

鳥取県立米子工業高等学校 応接室

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札は、紙入札により行うこと。
- (2) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に平成28年6月7日(火)正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供を

もって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。